

埼玉県特別支援教育推進委員会 設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県の特別支援教育を推進するため、埼玉県教育局内に特別支援教育推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 埼玉県特別支援教育推進計画の進行管理に関すること
- (2) 埼玉県のインクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育の推進に関すること
- (3) 埼玉県の特別支援教育に係る施策の企画、調整及び推進のための関係課との連携に関すること
- (4) その他、特別支援教育の推進に当たっての必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、教育局内関係課の委員で構成し、委員は別表第1に掲げる者とする。

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は特別支援教育課を所掌する教育局県立学校部副部長をもって充て、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、教育局市町村支援部副部長をもって充て、委員長に事故がある時はその職務を代理する。

(運営)

第4条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長はその議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に必要な者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 委員長が必要と認めたものについては、事案の概要等を記載した書面を委員に送付し賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

(会議の公開)

第5条 委員会は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(幹事会)

第6条 委員会の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

（幹事会の組織）

第7条 幹事会は、教育局内関係課の幹事で構成し、幹事は別表第2に掲げる者とする。

2 幹事会に幹事長、副幹事長を置く。

3 幹事長は特別支援教育課長、副幹事長は特別支援教育課の主席指導主事、主幹級職員又は、主査級職員、及び義務教育指導課、高校教育指導課の主幹級職員又は、主査級職員をもって充てる。

（幹事会の運営）

第8条 幹事会の会議は幹事長が招集し、幹事長はその議長となる。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に必要な者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務局）

第9条 委員会及び幹事会の事務局は、特別支援教育課内に置く。

2 委員会の庶務は、事務局において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、幹事会の運営に関し必要な事項は幹事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月23日から施行する。

別表第 1

埼玉県教育局 特別支援教育推進委員会

	所属	職名
1	県立学校部	副部長【委員長】
2	市町村支援部	副部長【副委員長】
3	財務課	課長
4	生涯学習推進課	課長
5	県立学校人事課	課長
6	高校教育指導課	課長
7	魅力ある高校づくり課	課長
8	保健体育課	課長
9	ICT 教育推進課	課長
10	小中学校人事課	課長
11	義務教育指導課	課長
12	教職員採用課	課長
13	生徒指導課	課長
14	総合教育センター	副所長
15	特別支援教育課	課長

別表第2

埼玉県教育局 特別支援教育推進委員会 幹事会

	所属	職名
1	財務課	主幹級職員又は、主査級職員
2	生涯学習推進課	主幹級職員又は、主査級職員
3	県立学校人事課	主幹級職員又は、主査級職員
4	高校教育指導課	主幹級職員又は、主査級職員【副幹事長】
5	魅力ある高校づくり課	主幹級職員又は、主査級職員
6	保健体育課	主幹級職員又は、主査級職員
7	ICT 教育推進課	主幹級職員又は、主査級職員
8	小中学校人事課	主幹級職員又は、主査級職員
9	義務教育指導課	主幹級職員又は、主査級職員【副幹事長】
10	教職員採用課	主幹級職員又は、主査級職員
11	生徒指導課	主幹級職員又は、主査級職員
12	総合教育センター	主幹級職員又は、主査級職員
13	特別支援教育課	課長【幹事長】
14	特別支援教育課	主席指導主事【副幹事長】
15	特別支援教育課（インクルーシブ教育システム推進担当）	主幹級職員【副幹事長】
16	特別支援教育課（教育環境整備推進担当）	主幹級職員又は、主査級職員
17	特別支援教育課（特別支援学校教育指導担当）	主幹級職員又は、主査級職員